

經濟論叢

第112卷 第2号

-
- 資本制的取得法則と現代財政……………池 上 惇 1
- 高知県における工場誘致政策の形成と
県営電気事業……………小 桜 義 明 17
- 協業共同体……………青 木 國 彦 46
- 書 評
- R. コックス『高度経済下の流通問題』
(森下二次也監訳, 阿部真也, 鈴木 武,
光澤滋朗訳) ……………橋 本 勲 66
-

昭和48年 8 月

京 都 大 学 經 済 学 會

高知県における工場誘致政策の形成と 県営電気事業

小 桜 義 明

I 問題の設定

戦後日本において本格的に展開された地域開発政策¹⁾を、自治体の産業政策の側面から扱った時、それは何よりも地域の工業化政策として特徴づけられる。しかも、その際重要な事は、それが後進地域の自治体にどくに顕著であった「工場誘致運動」に象徴されるように、その地域の自主的開発・発展の方向ではなく、外的なものへの依存、即ち重化学工業を中心とした独占の大企業の誘致へ向いていった事である²⁾。それは、一面において国の開発行財政制度の枠によって、権力機構の一部としての自治体が、国の開発政策に組み込まれ、独占資本の強蓄積を促進する社会資本建設へ従属させられた当然の結果といえよう。しかし、我々がここで注目せねばならないのは、これが中央政府の権力的行政指導とともに、他面において地場産業の衰退、住民生活の悪化に悩む地域の「経済振興策」として、その地域の住民の生活向上の要求を組織し、積極的な「下から」の企業誘致運動によって比較的円滑に自治体のあらゆる行財政手段を独占奉仕の社会資本建設に動員し得たということである。即ち、そこには島恭彦氏によって鋭く指摘されたように反独占の方向での地域の自主的・民主的発展ではなく、「独占に地域生活の向上をゆだねる」という思想(=地域主

1) 地域開発政策の本質規定については、島恭彦、地域開発の現代的意義(思想, 471号, 1963年)、宮本憲一「社会資本論」(1967年)を参照。

2) 戦後日本で展開された自治体の工場誘致運動については、東京市政調査会編「地方自治体と工場誘致」(1962年)がくわしい。又、地域開発と自治体行政の関係については、河中二講、地域開発と地方自治体の政策(行政研究叢書5「開発行政」1964年)、高木鉦作、地域開発と地方自治体(思想, 443号, 1961年)を参照。

義)が明白にあらわれている³⁾。

したがって、問題はこの「独占に地域生活の向上をゆだねる」というイデオロギーがどのように形成され、かつその経済的基盤はいかなるものであるかということである。かかる視角で、自治体の産業政策としての工場誘致を歴史的にみた場合、それはすでに戦前において、それも戦時経済移行直前の1933年前後から急速に展開されている。即ち、石川英耀氏によれば、自治体による工場誘致件数は次のようになっている。「大正14年1, 昭和1年1, 昭和2年1, 昭和3年1, 昭和4年1, 昭和5年2, 昭和6年2, 昭和7年2, 昭和8年5, 昭和9年27, 昭和10年24, 昭和11年31, 昭和12年39, 昭和13年53」⁴⁾。さらに石川氏は、その誘致の方法を次のように分類される。「甲, 固定費助成, 1金銭助成, 2土地助成, 3整備助成, 4地上権助成, 乙, 経常費助成, 1課税免除, 2公共施設使用料, 3電力」⁵⁾。

我々は、この昭和初期において急速に展開された自治体の工場誘致の中で、電力即ち公営電気による低電力料金でのそれに注目したい。なぜなら、第1に電力がその地域の工業化と密接につながっているという理由の他に、第2として、戦前の公営電気が戦後のそれとは違って、民間電力資本との競合の中で独立経営による(発送)配電事業であり⁶⁾(戦後の公営電気は発電に限られ、その電力を電力独占に買ってもらっている)、地域開発における自治体の産業政策として、その行政手段としての意味は大きいからである。

さらに、我々はこの中でも高知県営電気による工場誘致を典型として取り上げるものであるが、それは、第1に高知県が後進地域の典型の1つであること、第2に、高知県営電気事業の歴史が古く、しかもそれが「殖産興業」を目的と

3) 島恭彦, 地域開発と住民生活(思想, 480号, 1964年)。

4) 石川英耀「日本国土計画論」1941年, 290-291ページ。

5) 同上, 293-295ページ。

6) 公営電気を含む電気事業への本格的電力統制は、戦前の日本では1931年電気事業法の改正以後であり、さらに民間電気事業の国家管理は、1939年日本発送電設立をまたねばならない。電力国家統制が遅れた理由については、拙稿、日本資本主義確立期における電力国家政策の形成と都市電気業統制(京都大学「経済論叢」第111巻第5・6号, 1973年)を参照。又、戦前日本の公営電気事業については、東京市政調査会「本邦電気供給事業ニ関スル調査」(1932年)がくわしい。

して官僚知事によって創設されており、自治体の産業政策としての変遷をその歴史の中で特徴的に把握できるからである。第3に、この高知県営電気が県内の電力供給の中心を一貫して占めており、民間電力独占資本との競合問題もさほど出てきていないため、地域の産業基盤たる電力をめぐる官僚知事・地主・地場資本、さらに広範な勤労住民という諸階層間の利害対立を鮮明にみることができる。

したがって、以下我々はこの高知県営電気の歴史を、その創設から低料金による独占企業誘致まで、高知県経済の発展との関連で考察し、自治体産業政策における行政手段としての県営電気事業が、どのようにして独占資本奉仕の「工場誘致政策」に使われるようになったかを明らかにする。そして、それは同時に、戦後、全国的に展開された自治体の「工場誘致政策」の原型の歴史的形成の1典型をも意味しよう。

(只、明治地方自治制下の府県の性格から、これを単純に地方自治体として規定するのは問題であろう。しかし、それが官僚知事の絶対的権限下での国の出先機関ではあっても、同時に県議会などへの地域支配層の参加、その地域の支配秩序維持のためのその利害を一定反映した行政も展開されており、ここでは一応自治体として扱った。)

II 高知県営電気事業の創設目的とその背景

1) 高知県営電気事業は、1900年代即ち日本資本主義確立期において、県の「殖産興業策」の一環として創設された。そして、それは地主層を中心とした県議会の執拗な反対の中を、二度に亘る官僚知事の本案執行権によって強行され、1909年に開業をみている。

ここで、この県電の創設目的をみれば、次のようなものであった。即ち、「退いて願みんか、本県は土地僻遠にして交通不便、他の生産地におけるそれよりも更に多くの生産費、就中労銀を低廉ならしめざるべからざるなり。……若し此儘を以て推移し今にして応急の策を講ぜざらんか。県生産業の前途深患憂慮に堪へざるものなくんばあらず。然れば其救済策如何にすれば可なるか。」

他なし、原動力を起し是れが生産費を低廉ならしめ、以て各種の工業を誘起せしめざるべからず。…元来此の事業が全く県下の公益上より打算したるものにして、其の目的一つに県下の生産業を奨励発達せしむるにあり。」⁷⁾

このように高知県営電気は、明治維新から自由民権運動へと、全

国的政争の震源地として大きな役割を演じた土佐＝高知県が、日本産業革命の展開の中で取り残され、後進地域として停滞を余儀なくされていたその時、県経済振興策とりわけ工業発達促進策として登場したのである。因みに当時の高知県経済の状況をみれば、1900年の農商務統計表での府県別工場数で全国最下位（沖縄を除く）、さらに、職業別人口比でも工業は第1表でみるように9%と全国平均13.5%を大巾に下まわっている。

2) では、この県電創設をもたらした政府の「殖産興業政策」をみてみよう。一般に「殖産興業政策」という時、それは明治初期＝原蕃段階における国家による近代的機械制工業の移植・保護創出を意味する。しかしながら、われわれがここで考察する、高知県電を創設せしめた「殖産興業政策」の場合、在来産業を対象としていた点で、一般的な意味でのそれとは異なる。即ち、それは全国的に広範囲に存在している「在来領域のうちの在来工業を、近代工業のための資本蓄積基盤（主として低賃金労働力の供給源）としてのみ放置することはできず、とりわけ殖産興業の見地から、この在来産業（工業）が政策対象として意識され」⁸⁾たことに始まり、「その政策方針は、この明治初年期のみにとどまらず、後続段階（とくに資本主義の確立段階）を通じて、一貫した産業政策の流れ（勿論、

第1表 職業別現住人口

職業別	高知県 (1901年)		全国 (1900年)
	人口	比率	比率
農業	300,909	67%	66.6%
漁業	42,323	9	1.9
商業	68,161	15	8.6
工業	42,071	9	13.5
合計	453,464	100	100.0

注：高知県の数字は、「高知商工会議所70年史」77ページより。全国の比率合計は、その他を含む。

7) 1903年、高知県会における原勲業課長による県電創設の提案説明。「高知県議会史」上巻、1962年、450-451ページ。

8) 尾城太郎丸「日本中小工業史論」1970年、53-54ページ。

主流をなすものではないが)をなしたのである。」⁹⁾

このような在来産業を対象とした殖産興業政策は、次のような府県の産業政策についての農商務省工務局長の発言の中にも伺われる。「県下に遊資遊民を造るべからず」¹⁰⁾、「即ちこの狭き土地を最も有効に利用する為に、最も有利なる産業を最も適した土地に奨励し且つ助長していく」¹¹⁾べきである。但し、「当然亡ぶべき産業を……保護するよりも、もう少し本当に起るべき産業に手を付けたが宣しい。」¹²⁾したがって「将来の日本は何人もいふが如く、どうも工業の方面で発達しなければならない。工業の方面で発達するには、各府県で工業の方面を保護助長する所がなくてはならぬ。」¹³⁾

このように高知県電の創設は、基本的にはこの明治絶対主義政府の「殖産興業」的見地から、地域経済振興＝地場産業工業化政策として、官僚知事によって遂行されたといえよう。

しかしながら、当時の最新技術たる電気エネルギーの供給を目的とし、巨額な資金(経費総額26万円は当時の県予算に匹敵する)を費したこの県電創設は、府県の産業政策としてはやはり例外的なものといわねばならない。何故なら、先の在来産業育成の殖産興業政策も、「とくに重要輸出品分野を中心とする製品の品質確保、そのための製品検査、粗製濫造の防止等を主たる目的とした」¹⁴⁾もので、府県の勸業費としての補助も「農林が10の金を使うものとしたら、工業は1.6である。山林は2である。水産業は1.4である」¹⁵⁾という状態であった。

かくて、明治政府の在来産業育成策も、その理念としては工業化促進をもちながら、現実には財政支出を伴わない消極的な施策として展開され、その効果も「殖産興業の立場による在来産業(工業)の絶対主義的規制・把握」¹⁶⁾の枠内に

9) 同上, 55ページ。

10) 岡実, 産業の地方的分業と独立, 「第2回第3回地方改良講演集」下, 1911年, 330ページ。

11) 同上, 325ページ。

12) 同上, 336ページ。

13) 同上, 344ページ。

14) 尾城太郎九, 前掲書, 81ページ。

15) 岡実, 前掲論文, 343ページ。

16) 尾城太郎九, 前掲書, 55ページ。

とどまっていたといえる。

3) したがって、われわれは高知県電創設の要因を、高知県の特殊事情の中にも見い出さねばならない。県電創設の直接的契機となったのは、当時、高知市近郊に完成した甬喜峰疎水工事と、そこにおける落差の大きい豊富な水流の存在である。しかし、かかる水力発電に適した自然的・地理的好条件の存在にもかかわらず、26万円という巨額な資金の事業が県費負担で強行されるためには、これを当時の高知県経済の一定の発展段階と結合して考えねばならない。

すでに述べたように、日本産業革命の展開の中で、次第に後進地域として取り残されつつあった高知県も、この県電創設が企画された時期は、全体として県工業の順調な発展の時期であった。例えば、高知県二大産業（和紙業、製糸業——1904年高知県統計書によれば、工産物総額の中で和紙50%、蚕糸17%となっている）の1つである和紙業は、この時期、マニユファクチュア一般的成定期であり、同時に近代的工業として出発した洋紙業との対立が本格化し、その機械化が一般的に要請されていた¹⁷⁾。さらに製糸業においても、一部地域で蒸気力による工場生産が開始されているとともに、石灰業を母胎としたセメント会社が新たに創立されている¹⁸⁾。

しかも、この時期には、さきの和紙・蚕糸等の伝統部門に支配的であった農家副業的・家内工業の小生産者、及びそれに原料を供給する零細小農民への支配収奪によって大きく成長していた金貨資本、前期的商人資本が、ようやく生産面への直接的進出をもくろんでいた¹⁹⁾。

このような県経済の動向は、県電創設をめぐる県政界に反映し、地主勢力を中心とした県議会内の「郡部派」に対し、当時、高知市を中心とした「実業家の政治的発言力の強化」＝「中央派」への結集は、この県電創設を「工業化の技術的条件の具備」として位置づけることによって、その実現に積極的役割を

17) 西沢弘順、産業資本確立期における和紙業の展開、「社会経済史学」第25巻第6号、61ページ。

18) 西沢弘順、明治以降の経済発達、日本都市学会近畿支部編「高知市総合調査」1957年、119ページ。

19) 同上、120ページ。

果している²⁰⁾。

しかし、この県電創設にあたっての一部地場資本との結びつきは、決して県の産業政策が地場資本に従属したことを意味するものではない。官僚知事にとって高知県地場産業がその振興対象となりえたのは、県内主要産業たる和紙業が当時、輸出向けコピー紙を中心に生産しており、これら県地場産業育成が同時に、輸出振興策となりえたからに他ならない。したがって、これら一部地場資本の県電創設推進の動きは、強大な権限をもつ官僚知事への従属、その政策への迎合であり、かつ、その資金負担に地主層を巻き込み、自らの利害を追求していたものといえよう。

かくて、創設された高知県営電気は、一方で輸出振興策の一環として在来産業の発展を促進するとともに、他方で、これら在来産業への官僚知事の絶対主義的規制・把握を強めていくのである。

III 高知県経済の発展と県営電気

では次に、かかる目的で創設された高知県営電気事業の発展を、主としてその振興対象であった高知県在来産業(工業)の発展との関連でみてみよう。

第2表 高知県内工場(5人以上使用)の推移

年次	工場数	内動力を有する工場		工場職工数		工場生産額	
		工場数	百分比(%)	(人)	1工場当り	(円)	指数
1909	506	55	10.9	6,227	12	3,230,355	100
1914	252	78	31.0	5,169	21	4,415,974	137
1919	459	196	42.7	11,361	25	28,524,232	883
1924	368	267	72.6	10,268	28	26,440,055	818

注：各年度「工場統計書」より作成。

20) このような動きの典型として、高知市を中心とした商人資本が出資していた土佐電気の動きがあげられる。即ち、当時、火力発電による高料金のために収益が悪化、無配当をつづけていた土佐電気は、自ら水力発電にのりだす資金もなく「だから県営でやってくれるなら他人の種で相撲という格好で自分の腹をいためずに恩恵に浴しうろ」という判断で、県電の積極的推進に動いた。そして、それは県に25,000円を寄付をすることによって、県電からの低料金による優先的供給の契約を結び、以後、急速に発展していく。(「高知県営電気事業史」1953年、36ページ)。

1) 第2表にみるように、明治末から大正初期にかけて、不況による工場数・職工数の減少をみた高知県も、第1次大戦中にその飛躍的發展をみる。即ち1914年から1919年にかけて、工場数は1.8倍、職工数2倍、さらに工場生産額で約6倍という激増ぶりである。しかし、この發展も1919年が頂点で、以後日本資本主義の慢性的不況の中で一定の後退を余儀なくされている。

このような高知県工場生産の波動的發展の中で、われわれが注目せねばならないものが、一貫した工場動力化の進展と工場生産規模の拡大、即ち機械化・動力化による生産の集中・集積である。第2表のとおり、工場動力装備率は1909年10.9%から1924年72.6%へ、又1工場当り職工数も12人から28人へと、その総数の変動にかかわらず着実に伸びている。

第3表 高知県内工場動力電化の推移

年次	総馬力数 (馬力)	電動機馬力数		汽力馬力数		その他 馬力数
		(馬力)	百分比(%)	(馬力)	百分比(%)	
1909	1,260	46	3.7	1,093	86.7	121
1914	1,950	177	9.1	1,316	67.5	457
1919	10,703	2,792	26.1	7,295	68.2	616
1924	8,868	4,981	56.2	1,216	13.7	2,671

注: 1) 5人以上の職工使用工場。
2) 各年度「工場統計書」より作成。

ここで、この動力化の内容を第3表でみると、動力電化の急速な進展が注目される。即ち、1909年にはわずかに3.7%にすぎなかった工場動力電化率は、1919年26.1%、1924年56.2%と急増、逆に汽力は1909年86.7%から1924年13.7%と激減し、その比率は逆転している。

したがって、この期間の高知県工場生産における動力化・機械化とそれによる生産の集中・集積の進展は、この動力電化に大きく依っているとえよう。そして、これは又、第4表にみるような県下電力需要における県営電気の比重の高さ(即ち、第1次大戦後でその比率は低下したものの、それまで県下電力需要の中で、馬力数で70~100%を県営電気が占めている)からみて、この動力電化における県電

第4表 高知県下電力需要の推移と県営電気

年次	電力需要合計		県 営 電 気		総額に於ける県電の比	
	需要家数	馬力数	需要家数	馬力数	需要家数	馬力数
1911	(戸) 59	(馬力) 157	(戸) 59	(馬力) 157	(%) 100.0	(%) 100.0
1913	154	337	140	313	90.9	92.9
1915	323	1,452	209	1,190	64.7	82.0
1917	506	1,846	314	1,364	62.1	73.9
1919	837	3,350	421	2,503	50.3	74.7
1921	994	5,368	475	2,544	47.8	47.4
1923	1,504	7,148	693	1,906	46.1	40.7
1925	1,927	8,226	916	4,206	47.5	51.1
1927	2,396	10,224	1,323	5,079	55.2	49.7

注：1) 電灯用電力需要は除く。

2) 各年度「電気事業要覧」より作成。

の積極的役割、したがって、県電にとっていわばその創設目的の一応の達成を示しているといえよう。

2) しかしながら、この高知県営電気と県工業の発展の連関をより厳密にみるためには、開業以後の高知県電による「殖産興業」＝産業電化促進策を具体的にみなければならない。まず、電化促進策としての料金引下げについてみれば、それはすでに開業当初より計画されていたが、結局、1912年に料金2割減として実施されている。又、翌年には、電気事業者・自家用電気事業者への「低額並合理化のため」の料金設定、及び使用量の増大に伴い減額する従量制電気料金が、さらに翌1914年には、定額電力料金が「電動機2個以上使用に割引」されている²¹⁾。

しかし、これら開業以後初期の料金引き策にもかかわらず、高知県営電気の電力料金は、全国的にみて決して安いものではなかった。即ち、第5表にみるように、1913年県電の定額1馬力8円に対し全国平均6.78円、1919年県電8円に対し全国平均6.9円と、かえって高知県電の方が高くなっている。

21) これら一連の県電の料金制度については「高知県営電気事業史」(前掲書、119-120ページ)を参照。

第5表 高知県電の電力料金全国比較

年次		定額 1 馬力			従量 1kwh		
		昼	夜	昼夜	昼	夜	昼夜
1913	高知県電	(円) 8.00	(円) 前5.00 後2.50	(円) 7.00	(円) 8	(円) 8	(円) 8
	全国平均	6.78	8.51	13.81	5.6	7.4	7.5
1919	高知県電	8.0	7.0	7.0	8.0—1.5	—	—
	全国平均	6.9	8.7	12.9	5.5	6.9	6.0
1926	高知県電	8.0		15.0			5.5—2.2
	全国平均	8.76		17.7	7.1		7.1

- 注 1) 全国平均は水力発電の数字。
 2) 空欄は不明。
 3) 各年度の「電気事業要覧」より作成。

これは、後でみるように開業当初の県償還を第1義的とする独立採算的運営の要請によるものであるが、又、県在来産業との関係でいえば、県電にとってその振興対象が在来産業一般にあるのではなく、先の料金割引策にもみられたように大口電力需要者、即ち一部の有力地場資本にあったことを意味している。因みに、第6表で高知県営電気の電力供給状況をみれば、使用戸数わずか10%以下の電車・製紙・セメント業が、1915年で総馬力数の81.3%、又、1925年でも57%を占めている。

このような県営電気と一部在来産業、そこにおける有力資本との結合は、前節で考察した天皇制絶対主義政府の在来産業政策の性格からみて、いわば当然

第6表 高知県電の電力供給状況

年次	電車		製紙		セメント		その他		合計	
	使用戸数	馬力数	使用戸数	馬力数	使用戸数	馬力数	使用戸数	馬力数	使用戸数	馬力数
1909	1	300	?	25	—	—	?	90	?	415
15	1	450	15	187	1	700	306	307	223	1,644
18	1	450	41	661	1	850	431	1,096	474	3,007
25	1	450	53	1,325	1	1,095	1,233	3,164	1,298	5,034

注：各年度「高知県統計書」より作成。

第7表 高知県営電気の電力・収支累年表

年次	供給 市町村	発電所 出力 kw	供給電力		供給 電灯数	収 入	経 費	県債利子	差引益金
			昼間kw	夜間kw					
1909	6	1,080	307	653	—	46,145	10,927	25,720	9,489
10	6	1,080	341	739	—	65,797	12,045	24,488	29,264
11	6	1,080	431	878	—	80,167	22,592	29,135	28,440
12	13	1,080	418	798	2,115	88,895	58,934	19,183	10,778
13	22	1,080	451	818	3,453	98,808	24,656	19,000	55,152
14	22	1,620	586	961	6,092	113,540	45,364	17,945	50,231
15	23	1,620	1,227	1,604	8,050	163,664	32,989	18,288	112,390
16	35	1,620	1,311	1,628	10,170	201,031	33,870	16,488	150,673
17	40	1,620	1,418	1,512	12,708				
18	40	1,620	1,511	1,506	14,873				
19	40	2,430	2,242	2,128	18,835	339,912	82,848	14,288	242,776
20	40	2,430	2,264	2,138	23,406				
21	40	2,430	2,312	2,179	25,074	484,016	140,744	5,588	337,684
22	46	2,690	2,544	2,281	38,235				
23	46	2,690	2,627	2,272	31,260				
24	45	3,910	3,582	2,927	35,889	684,859	148,399	79,655	456,805
25	54	3,910	3,788	2,813	46,249				
26	54	4,890	5,077	4,033	50,575				
27	54	4,890	5,435	4,882	58,237	1,076,030	273,247	135,941	666,812
28	53	6,690	5,971	5,664	59,678				
29	54	6,690	6,376	6,190	62,971				
30	54	6,690	5,930	4,824	60,601	1,001,370	325,645	91,972	583,754
31	56	6,690	6,050	4,834	62,370				
32	56	6,690	6,507	5,406	65,121				
33	56	7,190	11,899	10,642	66,361				
34	87	17,890	18,033	16,554	104,902				
35	87	17,890	18,327	19,436	110,028	1,623,474	510,910	264,143	848,321
36	144	23,950	25,778	23,584	191,746				
37	145	23,758	28,545	27,107	200,941	2,710,212	1,033,344	397,190	1,279,678
38	149	24,145	35,174	34,718	210,884				
39	151	24,145	46,180	44,784	222,201	3,776,017	1,847,731	422,171	1,506,119
40	151	24,145	50,294	49,788	237,125	4,187,756	2,155,471	501,497	1,530,778
41	151	19,033	64,590	13,615	244,542	4,672,596	2,328,802	558,551	1,785,243

注：「高知県電気事業史」429～431ページより作成（空欄は不明）。

のものといえるが、ここで指摘しておかねばならないのは、この結びつきの中での県営電気、したがってそれを管理する官僚知事の優位性である。それは、電気料金設定の際の次のような知事権限に象徴される。即ち、料金規定によれば、知事は「公益その他の理由」で「料金2割までの減額」を一定の需要者に行使することができ、それは1914年の改正で5割減まで拡大されている。これによって、土佐セメントの場合、不定時電力700馬力の料金5割減を実施してもらっている²²⁾。

かくて、高知県営電気は、一部有力地場資本との結びつきの中で、官僚知事による地場資本への「絶対主義的規制・把握」を強めながら、他方で順調に進展する工場動力電化・電力需要に支えられ、第7表でみるように、1909年から24年までに発電所出力で3.9倍、供給電力(昼間)が12倍と急速に発展し、その営業規模を拡大していくのである。

3) このような県電と有力地場資本との結合、廉価な電力供給による生産の集中・集積は、又、明治末期以降、直接的生産投資を開始した金貸資本、商人資本の産業資本としての急速な発展、即ちいわゆる「地方財閥」としてのその基礎の確立でもあった。

まず製紙業では、1904年間屋制商人資本である「丸一」「上田」の生産包摂として土佐紙合資会社が設立され、以後それは「大正10年には23工場(機械漉工場3,手漉工場20)、職工数1,851を有し、大正8年の製紙産額は高知県の全和紙産額のほぼ20%に達している。」²³⁾

又、製糸業でも、1917年宇田、川崎、白井等の地元有力資本によって「高知市外鴨田村にあった片倉組旭工場を買収して資本金300万円の高知製紙所の創立を見、75万円の払込をもって翌年には120万円の純利益をあげ、15割の配当を行っている。」²⁴⁾

セメント業においても、1908年川崎、宇田ら地元有力資本による土佐セメン

22) 同上、123ページ。

23) 西沢、明治以降の経済発達、前掲論文、122ページ。

24) 同上、122-123ページ。

ト株式会社が設立されており、以後県下セメント業をほぼ独占するほどの規模で発展をつづける²⁵⁾。

第8表 高知県主要工業電化率の推移

年次	製紙業			製糸業				セメント・石灰業				
	総馬力数	電動機馬力数	汽力馬力数	総馬力数	電動機馬力数	汽力馬力数	総馬力数	電動機馬力数	汽力馬力数	総馬力数	電動機馬力数	汽力馬力数
1909	141	25	17.7%	99	38	—	—	36	783	—	—	783
1914	416	131	31.5	177	108	8	7.4	79	1,066	—	—	842
1919	2,009	1,010	50.3	606	5,305	58	1.1	5,169	1,973	1,100	55.8	841
1924	2,007	1,186	59.1	396	537	321	59.8	210	4,512	2,462	54.6	100

注：各年度「工場統計書」より作成。

因みに、これら産業部門での電化を第8表でみると、大戦前の製紙、大戦中のセメント、大戦後の製糸とそれぞれ時期的相違をみせながらも急速な電化が進展しており、それによる生産の集中・集積を裏付けている。

かくて、急速な発展を遂げた製紙、製糸、セメント業をそれぞれ基盤とする地元有力資本は、高知県経済に対するその支配力を強めていったのである。ここで、これら産業の県工場生産における比率をみると、第9表のようにそれらは一貫して工場数・職工数70%前後を占めており、県産業におけるその地位の高さを物語っている。

4) しかし、この県電による廉価な電力供給と結びついたこれら地場産業、

第9表 高知県主要工業の推移 (工場生産額：単位：千円)

年次	製紙業(A)			製糸業(B)			セメント・石灰業(C)			県下総計における(A+B+C)の比率		
	工場数	職工数	工場生産額	工場数	職工数	工場生産額	工場数	職工数	工場生産額	工場数	職工数	工場生産額
1909	220	2,314	858	94	1,874	605	4	172	215	%	%	%
1914	83	1,853	1,086	69	2,112	1,071	4	216	486	62.9	70.1	50.1
1919	181	4,746	7,266	89	3,656	11,971	9	438	1,902	61.9	80.9	64.4
1929	90	3,410	5,477	63	3,292	8,904	5	582	3,009	60.8	77.9	71.9
										42.0	71.0	63.9

注：各年度「工場統計書」より作成。

25) 同上、122ページ。

地元有力資本の発展も、第1次大戦後では若干様相を異にしていく。まず第1に、大戦後の日本資本主義の慢性的不況、本格的金融資本の確立のもとでの高知県地場産業＝在来工業の停滞があげられる。この点はすでに第2表及び第9表でみられるとおりで、セメント業を除いていずれも1919年から24年までに工場数・職工数・生産額とも若干の低下を示している。

製糸業について言えば、それは第1次大戦後確立した製糸独占資本（片倉・郡是に代表される）による中小製糸資本への圧迫、支配収奪の進展が、中小資本の圧倒的な高知県製糸業にあらわれてきたものといえよう。又、製紙業でも、すでに形成されている洋紙独占資本が、大戦後になるといよいよ強力に和紙生産全体への圧迫を強め、高知県和紙業もその圧力からまぬがれることはできなくなる。その点で、「大正8年の土佐和紙の大繁栄は、第1次大戦中の洋紙生産の絶対的不足によってのみ可能であった」²⁶⁾にすぎなかったのである。

さらに、この大戦後の高知県地場産業発展の停滞の中で注目せねばならないのは、明治末期以降進展していた機械化・動力化による零細経営の駆逐（それは製糸での座繰製糸に対する器械製糸の発展、和紙での手漉に対する機械漉の発展に象徴される）と、その中での地元有力資本への資本の集中が、今度は逆に、大戦後本格的に確立した日本金融独占資本の直接・間接の支配・収奪の対象となっていったことである。

それはすでに、1907年、高知県内の有力銀行の1つである高知銀行が安田財閥の系列下に入ったことにはじまり、その直後、この高知銀行によるセメント、製紙、電気業への積極的直接的投資²⁷⁾は、一方で地元商人資本の直接的生産過程への進出であったと同時に、他方で、その背後に控えた金融資本＝安田資本による高知県産業の支配の第1歩でもあったといえよう。このことは、1909年の土佐紙合資会社への安田家の出資入社にもみることができる²⁸⁾。

このような金融資本による高知県経済支配は、大戦中の産業の飛躍的発展を

26) 「高知市総合調査」前掲書、166ページ。

27) 「四国銀行50年史」1950年、177ページ。

28) 西沢、明治以降の経済発達、前掲論文、122ページ。

経て、大戦後の不況、とりわけ大正末期以後の一連の恐慌の中で強化される。まず1923年の金融恐慌は、高知銀行とともに県内の金融を二分していた土陽銀行を危機に陥し入れ、これを契機に安田財閥が土陽銀行をも支配し、ここに両銀行は1924年四国銀行として合併、安田財閥の高知県金融の支配は完成する²⁹⁾。

さらに1926年、土佐紙(株)は日本紙業(株)伊野支店として完全に安田資本に吸収され³⁰⁾、製糸業でも県下最大の地元資本による高知製糸所が、1921年片倉に売却される³¹⁾。又、セメント業においても、1932年土佐セメントが浅野資本に実権が握られ、1940年には浅野セメント(株)土佐工場となるのである³²⁾。

かくて、「今や地場資本は地場産業の第1線から退陣を余儀なくされることにより、産業資本としての自立性を失い、独占資本の従属的地位に組み入れられるか、さもなければ、拡大発展の可能性のうすい第2級、第3級の企業として、不安と動揺にさらされながら停滞的存在をつづけるかしなければならぬ。」³³⁾

5) このような独占資本の高知県産業の支配、地元資本の地場産業からの後退は、高知県営電気からみれば、それは県電と独占資本の結びつきの強化であった。有力地場資本と県電の結びつきは、今や独占資本の地方工場とのそれに変わり、保護育成対象は今や、地場資本から独占資本に変わりつつあったのである。

そして、それは又、高知県産業に対する県電の優位性、官僚知事による県産業の絶対主義的規制・把握をもゆり動かしていく。即ち、今や独占資本の地方工場(支店)と化した県内大規模工場、大口電力需要の生殺権は、全国的な支配網を完備した中央の財閥にあり、1地域での官僚知事による統制は、今や無力なものとなりつつあったのである。

このように高知県営電気事業は、第1次大戦後、独占資本の県産業の支配の浸透の中で、県産業に対するその支配の優位性を次第に低下しながら、今や、

29) 「四国銀行50年史」前掲書、236ページ。

30) 西沢、明治以降の経済発達、前掲論文、126ページ。

31) 同上、123ページ。

32) 日本セメント(株)編「70年史」本編、495ページ。

33) 西沢、明治以降の経済発達、前掲論文、126ページ。

独占資本の地方工場を中心とした電力需要の増大に応えるべく、次々に大規模な発電所建設を押しすすめていく。(第5表を参照。)

IV 高知県営電気における「収益主義」的経営とその変容

1) 「殖産興業」目的の高知県営電気の創設の際、地主勢力を中心とする県議会の強い反対があったことはすでに述べたが、その反対理由は主として「直接的利益を受けるのは高知市のみで、他の郡部は、均霑せず、県民負担の不均衡」となることや、「財源を県税に求めた点」、³⁴⁾「需要と収益の不確実などであった³⁵⁾。

これらは、県電と一部有力地場資本との癒着、県民負担強化の点で正当なものであったし、その収益性に対する疑問も、同じ「殖産興業」目的で創設された京都市営電気が、需要不足による経営危機に悩んでいた状態³⁶⁾からみて当然といえる。

しかし、この地主を中心とする県議会の反対運動も、同じく高知県において自由民権運動昂揚期におきた官僚知事による大土木事業に対する闘い³⁶⁾とは、様相を異にしていた。即ち、自由民権運動の敗北の後、絶対主義権力への服従と迎合によって一定の政治参加を認められた彼らにとって、その反対は自らの利害につながらない事業である点にすぎず、その負担を一般県民に転嫁しうる限り容易に官僚知事と妥協していった。

他方、地場資本と地主の均衡の上に、その絶対的権限の行使によって地域支配を貫徹させていた官僚知事にとっても、この地主層の利害は無視することは出来ず、県電創設の強行という既成事実の上で一定の譲歩に応じる。

即ち、この妥協の産物が県電経営における「収益主義」的経営であり、それは具体的には、県電創設事業経費の県債発行による調達、及び開業後の特別会

34) 「高知県営電気事業史」前掲書、35-36ページ。

35) 朽木清、京都市営電気事業の初期経営事情と経営目的の転換、大阪市大「経営研究」第58号、84-93ページ。

36) 「高知県史」上巻、1951年、493-503ページ。

第10表 高知県特別会計における電気事業歳出・歳入の推移 (単位: 円)

年次	水力電気事業特別会計歳入内訳				水力電気事業特別会計歳出内訳				その他
	水力電気 事業収入	繰越金	県債	その他	水力電気 事業費	本年度支 出額	県債費	事業拡張 費	
1907	7,918	7,257	392,000	10,013	—	77,205	10,339	—	—
1908	18,594	329,643	—	—	968	297,739	26,020	—	—
1909	46,145	23,509	—	—	10,927	—	43,724	—	26
1910	65,645	14,976	—	152	12,045	—	44,488	—	34
1911	79,978	24,204	382,000	189	22,592	21,776	383,135	—	—
1912	88,871	58,871	20,000	—	58,943	40,841	41,183	—	2,370
1913	98,801	24,439	—	27,179	24,656	7,368	48,000	—	26,615
1914	113,493	43,786	45,000	48	54,292	—	46,945	43,250	39,256
1915	163,536	18,582	—	132	57,169	—	54,288	22,819	31,034
1916	199,370	16,939	—	1,662	67,929	—	54,488	17,191	47,176
1917	225,433	31,187	—	87,890	68,641	84,480	52,588	32,250	39,939
1918	259,029	28,721	86,000	83,936	107,955	263,519	54,932	—	4,133
1919	339,785	27,147	—	127	180,537	—	120,288	—	2,339
1920	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1921	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1922	552,562	146,999	—	3,585	251,576	—	58,988	—	281,211
1923	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1924	661,517	488,757	1,150,000	23,343	283,659	1,446,712	70,750	—	139,189
1925	784,434	374,306	—	322,521	369,013	488,805	237,238	—	244,287

注: 1) 空欄は不明。

2) 各年度「高知県統計書」より作成。

計による運営にはじまる。

この結果、高知県営電気は開業当初の電力需要不足の中で、県債償還を第1義的とする「独立採算の運営=収益主義的経営」を余儀なくされる³⁷⁾。因みに開業当初の県電の経営内容を第10表でみれば、1907年から1910年までに水力電気事業収入138,302円に対し、県債の償還金は124,571円にもなっている。

これにより、本来の「殖産興業」目的からいってすぐに実施される予定であった料金2割減も2年延期されるとともに、廉価な電力供給による県外資本の

37) 「高知県営電気事業史」前掲書、59ページ。

工場誘致を阻止する1つの要因となった。「……使用料を廉価にすること能はず、現に大阪の或る有力家より本県への輸入の最も多き製紙原料たる苛性曹達製造の見込を以て1,500馬力に対する使用料額を問合せ来りたるも遂に成立せず……県外より誘導することはいと易いけれど、県債、特別会計の為には現行の規程より減額することを得ず右等有益の事業を招くことができない。」³⁸⁾

この開業当初の県電による工場誘致の動きは、それが実現しなかったとはいえ、県電による産業振興が必ずしも直接に県内資本のみを対象とはしていなかったものとして注目されるが、ともかくここでは、この工場誘致と地場産業振興のための料金引下げを阻止したものとして、この特別会計による県債償還第1主義=収益主義的経営であったことを確認しておこう。

2) しかし、開業当初、対立するかにみえたこの収益主義的経営と「殖産興業」目的も、以後の県産業の発展に伴う電力需要の増大及び電灯用電力供給の開始によって矛盾なく共存し、高知県電は大戦中、後と順調な発展を遂げていく。それは、すでに述べたように料金の一般的引下げではなく、知事特権の行使を含む大口電力料金の引下げによる一部有力地場資本の保護育成の方向であり、又、電灯用電力供給の開始に象徴される営業基盤強化=大衆負担的電灯料金による安定した収入の確保の方向であった³⁹⁾。ここで県電収入における電灯・電力収入の比率を第11表でみてみると、電灯収入は1913年から1919年までに急上昇し、以後ほぼ全体の3分の1を一貫して占めるに至っている。このように、高知県営電気は、一方で小口電力・電灯電力需要者つまり一般県民の負

第11表 高知県電・電灯電力別収入状況

(円)

	1911年	1913	1919	1923	1926	1933
電 灯	—	19,085	86,361	356,571	270,826	367,650
電 力	65,519	79,412	170,368	188,385	462,118	558,815

注：各年度「電気事業要覧」より作成。

38) 同上、106ページ。

39) 高知県電による電灯用電力供給は、1912年に始まるが、それは高知市を除く郡部にかけられ、高知市内は一貫して土佐電気による独占的電灯電力供給にあった。(同上、108ページ。)

担のもとで収益を確保するとともに、他方で大口電力料金の特権的引下げ、一層の発電強化をおしすすめていくのである。

3) しかし、大戦後とくに大正末期から昭和初期の恐慌は、一方で合理化圧力による中小零細工場電化などによって電力需要の増大をもたらし、県電の発展を促したが、他方で農林水産業など原始産業の衰退及び在来産業における零細経営の没落を促進し、高知県内の社会的・経済的矛盾を深刻化させていった。

このような高知県産業の大戦後の停滞については、すでに前節でみた工場生産の推移にあらわれていたが、これを高知県の全生産物価額の推移でみると、より明確にあらわれている。即ち第12表でみるように、それは1919年を頂点に1930年には全生産物価額で約4.5割減となっており、とりわけその中でも農産

第12表 高知県の生産物価額の推移

(単位千円)

	1915年		1919年		1925年		1930年	
	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%
生産物総価額	38,533	100.0	149,486	100.0	134,787	100.0	82,504	100.0
農産	17,574	45.6	72,321	48.3	57,257	42.2	31,145	37.8
林産	2,288	5.9	11,443	7.7	13,657	10.1	7,811	7.5
鉱産	587	1.5	622	0.4	306	0.2	781	1.2
水産	5,206	13.5	11,964	8.0	17,130	12.7	11,273	13.7
工産	12,876	33.4	51,009	34.2	44,228	32.6	27,235	35.4
牧産	—	—	2,124	1.4	2,207	1.6	2,056	2.5

注：各年度「高知県統計書」より作成。

第13表 蚕糸業と製紙業における製造戸数の推移 (高知県)

年次	蚕 糸		和 紙			
	総 数	内器械	総 数	機械漉	手 漉	
					本 業	副 業
1919	2,026	33	3,413	587		
1925	1,112	41	2,190			1,603
1930	402	85	1,563	6	329	1,228
1935	144	39	1,438	15	328	1,095
1940	70	28	1,248	28	362	858

注：各年度「高知県統計書」による。

西沢弘順，明治以後の経済発展，前掲論文，125ページ。

物価額の衰退ぶりは著しく、半分以上に落ち込んでいる。

このような農業の衰退とともに、農家副業的にこれと密接に結びついていた蚕糸、和紙業における零細経営も又、この時期に急速に駆逐されていく。それは第13表における製造戸数の激減にはっきりあらわれており、とくに製糸では零細経営はほぼ完全に駆逐されている。

しかも高知県産業にとって致命的といえるのは、これら農業、在来零細経営の衰退が、一方で工場生産への集中・集積をもたらしながら、他方でそれ以上の規模での産業の衰退、即ち絶対的縮少の形となっていることである。

かくて、昭和の大恐慌を契機により深刻化する農漁民・労働者の生活危機は、1929年全県下に波及し勝利を勝ちとった農民の産米検査反対闘争、あるいは小作争議の急増(大正末期から1940年までに高知県下で544件発生)、又、「県下漁民数千人が県庁におしかけ、一時は軍隊の出動まで考えられた一大騒擾事件」である1929年の漁民の底曳網全廃闘争、及び1928年土佐電ストライキと以後、続発する労働争議を引き起こしていく⁴⁰⁾。

このような高知県内における階級矛盾の激化は同時に、天皇制絶対主義権力による地域支配秩序の動揺のあらわれでもあった。かかる事態に対応すべく、大戦後、政友会系の官僚知事による積極財政——地主・中小地場資本救済の行政が展開される⁴¹⁾。しかし、この積極財政の展開も、県産業の衰退という財源基盤の狭隘化の中で、一方での大規模経費膨

第14表 高知県財政の推移(普通会計)

年次	歳入	歳出	県税1人当り負担額
	円	円	円
1904	436,479	431,196	0.54
1909	877,780	802,320	1.03
1914	1,028,313	927,148	1.10
1919	2,218,173	1,813,657	2.10
1924	8,113,957	5,654,679	4.20
1929	1,085,419	8,723,349	3.87
1934	7,049,886	5,787,189	3.51

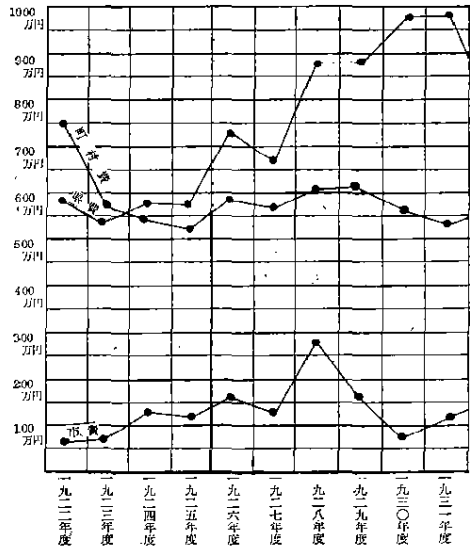
注:「高知県統計書」1939年, 148ページより。

40) これら高知県における一連の階級闘争の激発については、入交好保「高知県社会運動史」(1961年)を参照。

41) この間の事情については、「高知県史」下巻, 226-227ページ、「高知県議会史」中巻, 1965年, 146-149ページを参照。

脹に対応すべく、他方での一層の県民負担を強めざるをえない。第14表でみるように、1919年から1929年までは歳出は約5倍と、1909年から1919年までの約2倍と対比して、その激増ぶりが注目される。そして、それに伴い、歳入面での県民負担も強まり、県税1人当たり負担金は1919年から1929年までに1.8倍となっている。とくに大正末の郡制廃止以後、県は地域支配秩序の要として強化され、昭和初期において市町村財政を上廻る膨脹を遂げている。(第15表を参照。)

第15表 縣市町村歳出果年比較



注：「高知県統計書」1935年より。

このような大戦後、とくに大正末から昭和初期にかけての県産業の衰退、県財政の危機は、県電経営に対する収益主義の圧力を強め、1920年育英基金への一万円繰入れを最初に、県電気事業の益金の他会計繰入れがはじまる。これは、1921年土木費(町村道補助費)へ毎年5万円、1930年一般会計へ17万円、1934年から26万円へ引き上げとつづき、結局第16表にみるように、県電廃止までに総計436万1千円の額が他会計に繰り入れされている。これにより、県電は料金値上げ⁴²⁾など大衆負担強化の方向をとり、まさに収益主義的経営が大きく前面に登場するのである。

42) 例えば、1921年の土木費への繰入れの時、「これは政党の地盤拡張に利用せられる財源と認められたもので、事業拡張の途上にある県電としては今後統々としてこの種の繰り入れの増加をみるようになっては、事業財政に悪影響を及ぼすものとして相当難色を示したが、ついに繰入れの余儀なきに至るや、電力料金の値上げをして従来収入に減少を来さぬことにした。」(「高知県営電気事業史」前掲書、159ページ。)

第16表 県電益金の繰入金累額

そして、この強化された収益主義的経営は、今や独占段階における県内の階級矛盾の激化、天皇制権力基盤の動揺に対処すべく、地主・地場資本への救済のための経費捻出であり、体制維持的性格のものといえよう。そして、それは又、その存在基盤をゆるがされた地主・地場資本の県財政への寄生、官僚知事＝中央政府への一層の服従への道でもあったのである。

年次	育英会	土木費	一般会計	合計
1920年	10,000	—	—	10,000
21	10,000	50,000	—	60,000
22	10,000	50,000	—	60,000
23	10,000	50,000	—	60,000
24	10,000	50,000	—	60,000
25	10,000	50,000	—	60,000
26	10,000	50,000	—	60,000
27	10,000	60,000	—	70,000
28	10,000	60,000	—	70,000
29	10,000	60,000	—	70,000
30	10,000	60,000	170,000	240,000
31	10,000	57,000	—	67,000
32	10,000	57,000	160,000	227,000
33	10,000	57,000	210,000	277,000
34	10,000	60,000	260,000	330,000
35	10,000	60,000	260,000	330,000
36	10,000	60,000	260,000	330,000
37	10,000	60,000	280,000	350,000
38	10,000	60,000	280,000	350,000
39	10,000	60,000	300,000	370,000
40	10,000	60,000	325,000	375,000
41	10,000	60,000	444,000	515,000
計	220,000	1,234,000	2,907,000	4,361,000

注：「高知県営電気事業史」206-7ページ。

4) このような大正末から昭和初期における収益主義的経営の強化は、第1に前節で考察したように、県産業政策の振興対象であった地場産業が、すでに独占段階における日本産業構造の中に全面に組み込まれ、独占資本による直接・間接の支配収奪のもとで衰退産業化されており、もはや振興対象としての意義を失ったことのあるといえよう。

第2に、それは資本主義発展に伴う高知県内の社会的・経済的諸矛盾の深化、

それによる地域支配秩序の動揺に規定されており、絶対主義政府の主要施策は、この支配秩序を維持すべく、地域支配層たる地主・地場資本の救済が第1義的になり、そのための財源を必要としていたことによって引き起されている。

第3に、これを地域支配層の中でみるならば、電力による直接的利害の比較的薄い地主層はもとより、すでに県産業の第一線を独占資本の地方工場にゆだねた地場資本にとって、もはや低廉な電力供給は、それほど緊急な関心事ではなく、むしろ、自らの存在基盤の動揺の中で、自主的發展の方向より、県財政による救済支出に依存・寄生する方向や、独占資本との従属的結合による地場資本間競争での優位性の確保の方向を選んでいった。したがって、かかる地場資本の自立性の喪失、県財政への寄生こそが、この県電の収益主義を強化した一因といえよう。

V 高知県営電気による工場誘致とその特質

このように第一次大戦後、高知県営電気は、一方で独占資本による高知県経済支配の浸透により、県産業に対する官僚的・絶対主義的規制の優位性を低下させながら、他方で、県内階級矛盾の激化、地域支配秩序の維持のための財政膨脹、財政危機の圧力による収益主義的経営の強化を図っていた。そして、かかる方向での県電の発展は、県産業の全般的停滞にもかかわらず、県工業の機械化＝動力化による電力需要の増大が持続する限り、矛盾なく進行していた。

しかし、1927年金融恐慌にはじまる昭和大恐慌の影響は、高知県内にも深刻に波及、いまや一定規模の機械制工場生産そのものへの打撃となってあらわれ、今まで順調な電力需要の増加をみていた県電にとっても、第5表でみるように1929年から1930年にかけて供給電力で1,812kWの減少となってあらわれた。ここで注目しなければならないのは、この電力需要の減退が、すでに独占資本の地方工場と化していた県内大口電力消費工場の閉鎖や自家発電へのきりかえ、すなわち恐慌脱出策としての独占資本の合理化政策によっても引き起こされたということである。即ち、「昼夜700馬力を使用中の日本紙業株式会社旭工場の閉

鎖」 「土佐セメント株式会社が余熱ボイラーによる自家発電をなすことになって同社の需要電力は全部廃止」⁴³⁾がそうである。

しかも、おりから建設中の仁淀川水力発電所は、その最大出力10,500kWという大規模なものであり、これによって高知県電の発電力は一挙に3倍となる筈であった。

ここに高知県営電気は、はじめて深刻な過剰電力に直面し、その処理のために種々の対策を講ずる。それは県内の小規模電気事業の合併による供給区域の拡張や⁴⁴⁾、愛媛県伊予鉄道・徳島県合同電気など県外への「捨て売りの」電力供給⁴⁵⁾などであり、かつ大口電力消費工場の誘致であった。これは、1936年大阪天満紡績工場の誘致にはじまるが、この間の事情について「高知県営電気事業史」は次のように述べている。「たまたま大阪市为天満紡績株式会社は、工場増設のための候補地を物色中であったが、本県も電力料金の低廉なことにより有力な候補地であり、水質試験にパスしたものの、敷地の周旋、電力料金の問題で会社側はより有利な成果を求めんとし、或は他に決定せらるるようにもみえた。しかしながら県・市当局や実業家は同工場の誘致に熱狂し、県電に対し無法な低料金を強要するに至った。県電においても大いに折衝につとめたが、そのもてあまして余剰電力中、常時1,800キロワットを一挙に消化しうることとなるので、不本意ながら全国にもほとんど例のない1キロワット時1銭という超低料金で需給契約を結ぶことになった。」⁴⁶⁾

これ以後、戦時経済下の軍需工業の発展と県内に産するマンガン鉱・石灰石などの原料資源の存在という条件下で、次々と電気冶金・電気化学工業などが誘致されていく。特別料金で誘致された工場は第17表のとおりで、「何れも本

43) 同上、176ページ。

44) 高知県内の電気事業の統一については、県内地場産業の衰退が顕著になった大正末期頃から提唱され、1926年白髪山水力電気(株)の買収以後、県電の廃止まで積極的に推進されている。「高知県営電気事業史」前掲書、165-171ページ。及び、「高知県議会史」中巻、前掲書、541-546ページ。

45) 「高知県営電気事業史」前掲書、216ページ。

46) 同上、217ページ。

県産業開発の為低料金を以って誘致したるものにして、其の使用量は総使用電力量の過半を占め居り、其の他本県の特殊産業とも謂ふべき製紙、製材、鋳業等に対しても右に準ずる低料金を以って供給し居れる。⁴⁷⁾

第17表 特殊料金により誘致された工場

需要者名	事業別	契約容量(キワ)	料率(厘)
天満織物	紡績	1,800	10
南海化学工業	化学工業	1,600	12
高知電気工業	満俺製練	特殊 3,000	7
同上	満俺製練	常時 2,030	13
土佐電気製銅	製銅	常時 3,000	13
同上	同上	特殊 500	13

注：「高知県営電気事業史」前掲書、310ページより。

このように高知県営電気による工場誘致は、直接には過剰電力の発生を契機として展開されたのであるが、ここで注目せねばならないのは、この低料金による県外資本の誘致を積極的にすすめた「県・市当局や実業家」の態度である。即ち、ここには県電創設時の「殖産興業目的」にみられた地場産業の振興育成の方向はみられず、「独占に依拠して地域の発展を願う」姿勢が自治体の産業政策としてはもちろん、地域支配層の要求の中にも明白にあらわれている。

このような地元における県外資本誘致の積極的動きは、すでにみた県内産業の発展の停滞と独占資本の産業支配を背景としているが、主要には、これらの層の主な要求であった県電の収益主義的経営の方向強化からきていることに注目せねばならない。即ち、先にみた過剰電力の発生は、同時に、これまで順調に発展し高収益を確保、他会計への繰入れをしていた県電経営の危機でもあった。したがって、過剰電力の処理は、収益主義経営にとって重大な問題であり、これによる工場誘致の方策も、この収益主義経営の発想から生まれたものといえる。このように財政危機を契機とする県電による工場誘致という発想は1933年に県議会で可決された次のような意見書にみることができる。即ち「本県財政の危機に直面し、県当局は鋭意打開の努力を払ひつつあり、然れども県債の繰り述べ償還、或いは整理節約等の消極方針をのみ考慮し、進んで殖産興業の勃興に依る歳入の自然増に考慮を払はざる憾あり、而も県営水力電気の増設電

47) 同上、311ページ。

気事業の統制等に依る余剰電力の処分等を考慮し工場誘致による各種殖産興業の勃興を望むや切なり。」⁴⁸⁾

このようにここでは、「殖産興業」はもっぱら「歳入の自然増」との関係で把えられており、独占段階における地場産業の停滞、独占資本の経済支配の中で絶えざる没落の危機にさらされている地域支配層の関心が、すでに反独占による自生的な発展方向ではなく、もっぱら県財政への寄生・依存、即ち県財政の膨脹の方向へ向いていることを示している。

かくて高知県電気の発展にみる工場誘致政策は、第1に独占段階における県地場産業の停滞と独占資本の支配を背景とし、第2に、それ故に深刻な恐慌の打撃、県電にとっては過剰電力の発生を直接的契機として、第3に、県財政への寄生・依存を深めた地域支配層の財政危機克服策として形成されたことがいえる。そして、これは同時に、戦後における自治体の産業政策としての工場誘致政策にも共通するものであり、その意味においてこの高知県電による工場誘致は、戦後のその原型としての意味をもっていることがわかるのである。

VI まとめ——政府の地域経済政策との関連で——

以上、我々は高知県経済の発展と県電経営の内容の面を中心に、地域支配層の側からの「工場誘致政策」の形成をみてきた。しかし、これが現実に展開しえた要因としては、これだけでは不十分であり、この時期における独占資本の動向と中央政府の地域経済政策が合わせて考察されなければならない。したがって、以下、我々はこの視角から「工場誘致政策」の形成をみることによってまとめにかえよう。

すでにみたように、昭和大恐慌下の独占資本の徹底した合理化策は、高知県内における地方工場の閉鎖、自家発電への切りかえとなってあらわれ、県電の過剰電力発生の大きな1要因となった。しかし、他面で、この過剰電力の形成は、同時に同じく県内に生じた過剰労働力とともに、独占資本の地方進出にと

48) 「高知県議会史」史料編、1968年、257-258ページ。

って1つの立地条件を形成した⁴⁹⁾。即ち、独占資本によってつくりだされた過剰電力、過剰労働力は、戦時経済移行による景気浮揚の中で、再び独占資本の目前に低賃金労働力、低電力料金として登場していたのである。したがって、これは独占資本総体からみれば、恐慌を契機に生じた地域経済の危機を利用した巧妙な電力料金と労賃の切下げであった。

したがって、このことから工場誘致政策が、その本質において、すでに全国的支配網をもち、あらゆる地域への進出を可能にするだけの力を金融資本がそなえた段階における、地域経済の不均等発展を最大限に利用した金融資本の産業立地政策である事を示すものといえよう。

では、これを中央政府の地域経済政策からみればどうであろうか。明治以来の「殖産興業政策」の中で、地場産業がその政策対象として扱われ、それに対する一定の行政施策が絶対主義的・官僚的把握に本質をおきながら、実行されていったことは、すでに述べた。

しかし、このような天皇制絶対主義権力による「地場産業政策」＝地域経済政策も、第一次大戦後になると若干様相を異にしてくる。即ち、大戦後における本格的金融資本確立による地場産業の衰退、さらに寄生地主制の動揺は、同時に天皇制権力による地域支配機構の支柱である寄生地主・地場資本の経済基盤の動揺であり、天皇制絶対主義政府は、他方での資本主義発展に伴う階級矛盾の激化への対応とともに、これら地域支配層の救済にその財政力の一端を向けざるをえなかった。しかし、このためには軍備の増強や独占資本の救済に追われる中央財政はもちろん、全体としてこの地域支配秩序を維持すべく役割を演じている地方財政にとって、より以上の財政膨脹はより一層の勤労住民の税負担の強化によらねばならなかった。したがって、この段階の中央政府の地域経済政策は、地域支配機構の中核であった地主の救済に重点がおかれ、在来産業の振興の側面は後退、あるいは救済的なものに変化していったといえよう。

49) この点について、志村賢男氏の次のような指摘は注目される。「第1次大戦後の重化学工業の地方立地・誘致は、もっと直接的に、農業生産力の停滞化を捉え、そこでの農家兼業労働力に基礎をおくものであった。」(志村賢男「日本資本主義の構造」1969年、69ページ。)

これは、高知県電についていえば、収益主義的経営の強化に照応しよう。

しかし、昭和人恐慌の激発によって頂点に達した日本資本主義の未曾有の危機の中で、侵略戦争の拡大、ファシズムへの道にその解決を求めた日本支配層にとって、これら地主救済の財政支出は、ドロ沼的に拡大していく侵略戦争の遂行にとって次第に桎梏となっていく。かくて戦時国独資下における政府の地域経済政策は、次第に地主制・地場産業を見捨てた形での地方工業化政策が中心となるが⁵⁰⁾、その際地域支配層による重化学工業の誘致は、まさに「助け舟」としての意味をもったといえる。

かくて、「上から」と「下から」(地域支配層たる地主・地場有力資本)の双方から、独占依存の「地域開発政策」として登場した工場誘致も、しかしながら、それによって進出する大企業が必然的にその地域の地場産業・住民生活を破壊するものであり、しかも財政危機をも克服しうるものでないかぎり、それは地域支配層にとって決して歓迎すべきものではなかった⁵¹⁾。高知県営電気による工場誘致についてみれば県電の背後にあった地場資本・地主の要求は、あくまでも過剰電力の処理のための一時的低電力料金であり、かつ財政救済のための一時的方策にすぎなかった。

したがって、低料金による電力供給を望む独占資本・中央政府にとって、県営電気に対する地主・地場資本の発言が一定保障されている限り、長期的な低料金の維持は困難であった。かくて、1938年、1941年の電力国家管理は、高知県議会をはじめとする公営電気をもつ地方自治体のささやかな抵抗⁵²⁾を踏みにじり公営電気を廃止し、日本発送電、9配電会社への強制出資を強行することによって、電力への地域支配層の発言力を完全に圧殺し、低料金による軍需工

50) この間の政府の地域経済政策については、佐藤元重「日本の工業立地政策」(1963年)を参照。

51) 例えば、商工省の地方工業化政策に対し、農林省は非協力の態度を示すとともに、1935年の「農村経済更生中央委員会」の答申によって、次のことを指示した。即ち、農山漁村の経済機構に不利益を及ぼすような都市大工業の地方分散は避けるか、あるいは、それによる農山漁村の不利益に対する方策をたてるように指示している。(佐藤、前掲書、199-200ページ。)

52) 例えば、1936年高知県会における電力国家管理から高知県電除外の意見書など(「高知県議会史」前掲書、603-605ページ)。全国的な公営電気廃止反対の動きについては、「公営電気復元運動史」(1969年、50-59ページ)を参照。

場への電力供給を制度的に保障したのである。

(本稿作成に当り高知大学の関田英里先生には資料等につき多大の便宜と教示を図って頂き、かつ御迷惑をおかけした。ここに記して謝意をいたしたい。)